

学校におけるいじめ問題への的確な対応について

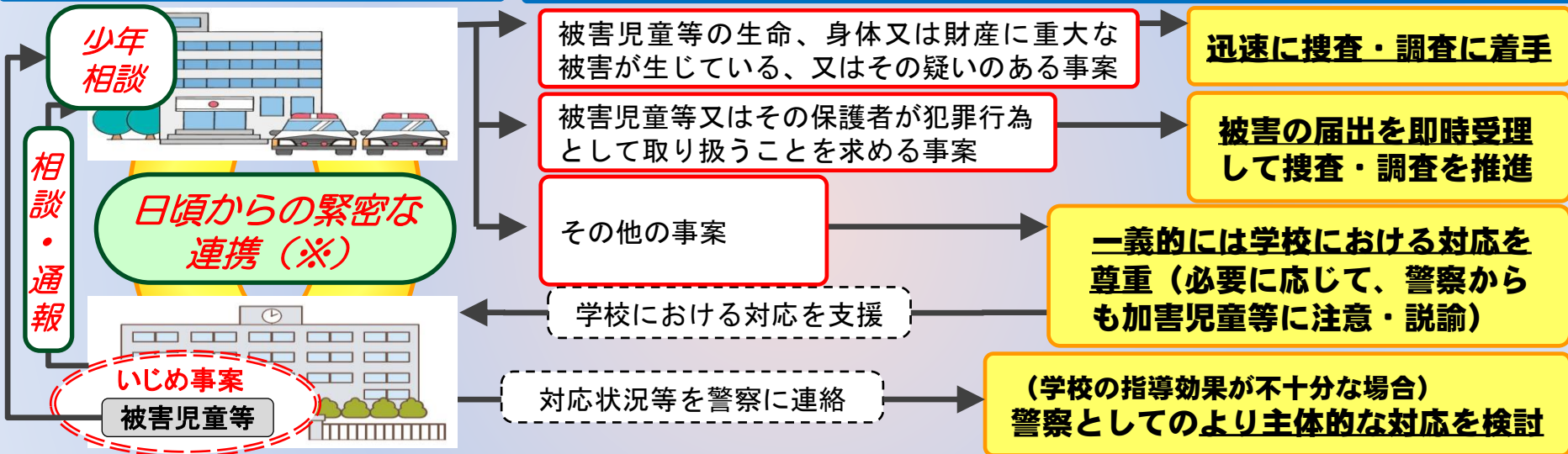
資料2-3

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童・生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。

いじめ事案の早期把握

把握した事案への適確な対応



(※) 学校と日頃から緊密な連携を図るため、次のような取組を実施

スクールサポーター制度 ※44都道府県 約850人配置 (R5.4.1現在)

警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置して、担当する学校への訪問活動(必要に応じて常駐)を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じて、学校との緊密な連携を図る上での架け橋となっている。

学校警察連絡協議会 ※全都道府県 約2,400協議会を設置 (R5.4.1現在)

いじめ問題を始めたとした非行防止等について情報交換の上、具体的な協議を行う場として、警察と学校で連絡協議会を設置している。

☆ 平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立。同年9月から施行

- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察と連携して対処する。
- 国や地方公共団体は、いじめの対策が専門的知識に基づき行われるための人材(スクールサポーターを含む。)を確保する。

等が規定

学校等との更なる連携強化を通じて、的確な対応を一層推進することが必要!